

インターネット利用規定

練馬区立谷原小学校におけるインターネット利用に関する校内規定

平成13年7月9日

(趣旨)

- この規定は、練馬区立谷原小学校(以下「本校」という。)におけるインターネット利用に関して必要な項目を定めるものとする。

本校はインターネット利用に際し、以下に定める規定に基づき運用するものとする。

(インターネット利用の基本)

- 本校においてインターネットを利用するに当たっては、その教育的効果に十分配慮し「練馬区立小・中学校におけるインターネット利用に関する要項(平成12年5月31日練教学指第110号)(以下「区利用要項」という。))に基づいて行うものとする。

(インターネットの利用の意義)

- インターネット利用に当たり、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、情報モラルの育成、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、総合的な学習の視点からの教育の推進等の教育課題推進に寄与するように努める。

(管理責任者)

- 管理責任者は校長とし、教職員に対して指導および監督を行い、練馬区立谷原小学校におけるインターネット利用に関する責任を負う。

(取り扱い責任者)

- 学校長はインターネットの利用の適正を図るため、取り扱い責任者(情報教育主任)を置くものとする。

(インターネット利用に関する指導)

- インターネットを利用する場合には、児童の情報モラルの涵養を図るとともに、児童が発信するデータは校内で集約し、教師の確認を経て外部に発信するシステムを構築する。

(ホームページに関して)

- インターネットを利用した児童および保護者の個人情報は、原則として発信してはならない。ただし、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限り、発信することができる。
- 児童がホームページに発信するデータについても教師の確認を経ることとする。

(教師による指導の徹底)

- インターネットを児童が利用する場合には、「区利用要綱」に準じ、十分なモラル指導と、個人情報保護に留意するものとする。

(インターネット利用基準の見直し)

- 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、「区利用要項」の規定と照らして、校内で十分な検討を経て規定の見直しをおこなうものとする。